

「令和3年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に 関する意見募集結果について

令和3年3月31日
茨城県保健福祉部生活衛生課
食の安全対策室

県では、「令和3年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関して、令和3年3月11日(木)から令和3年3月25日(木)まで、広く県民の皆様からご意見を募集いたしました。

この度、寄せられた意見の概要及びそれらに対する県の考え方を下記のとおり取りまとめましたので公表いたします。

なお、寄せられましたご意見につきましては、取りまとめの都合上、趣旨を要約のうえ、類似の内容を集約させていただいております。また、掲載は本計画の内容と直接関係する部分に限らせていただきましたが、その他の意見についても、今後の施策の参考として承りましたので、ご了承ください。

今回、ご意見をお寄せいただきました皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、今後とも県の食品衛生行政の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 実施状況

(1) 募集内容

「令和3年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」に関するご意見

(2) 募集期間

令和3年3月11日(木)から令和3年3月25日(木)まで

(3) 公表資料

- ①「令和3年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)」
- ②「令和3年度茨城県食品衛生監視指導計画(案)の概要」
- ③参考資料(用語集)

(4) 公表方法

茨城県ホームページ【生活衛生課食の安全対策室-意見の募集】

(5) 提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

(6) 結果の公表

茨城県ホームページ【生活衛生課食の安全対策室-茨城県食品衛生監視指導計画】

(7) ご意見の提出状況

- ①意見提出数 1件(団体1件)
- ②意見等の数 5件

2. ご意見の概要とそれらに対する県の考え方

区分	ご意見の概要	県の考え方
1 趣旨	・特になし	
2 監視指導計画の基本的事項 (3) 監視指導の実施機関	<p>県内にある9の保健所では、計画(案)に触れられている通り、諸法令に基づく監査指導、食中毒予防の対応などに係る重要な役割を担っています。しかし、一方では新型コロナウイルスによる感染対応などの業務が集中するなどの事態が出ているなどと言われています。保健所の業務が正常に機能するように、必要な人員体制の確保をすすめ計画(案)に掲げられている取り組みが遂行できるようすすめてください。</p>	<p>ご助言ありがとうございます。 監視指導、食中毒対応等、食品衛生行政に必要な人員体制の確保に努めます。</p>
(6) 連携の確保	<p>県民の食の安全対策に対する要望は、輸入食品の安全性確保が第一位となっています。国に対する輸入食品への安全確保の取り組みの充実・強化を要望いただくとともに、県内に流通する輸入食品収去検査の強化を引き続きすすめていただきたい。また、国や都道府県、市町村、関係部局、団体との情報共有や連携強化に向けて、IT等を駆使した連携レベル向上と工夫をした取り組みをすすめてください。</p>	<p>ご指摘のとおり、茨城ネットモニターアンケート等における県民の食の安全対策に対する要望では、例年「輸入食品の安全性確保」が一位となっております。 県といたしましても県内に流通する輸入食品の安全・安心の確保を図るため、国の輸入食品監視指導計画の動向を注視し、関係機関と連携しながら、試験検査やリスクコミュニケーション等取り組んでいくこととしております。</p>

3 立入検査	・特になし	
4 食品等の試験検査	・特になし	
5 重点監視指導項目	・特になし	
6 食品表示の適正化の推進	・特になし	
7 計画の実施状況の公表及びリスクコミュニケーションの推進 (3)食品衛生に関するリスクコミュニケーション	<p>コロナ禍の中で新たなコミュニケーションの取り方が求められる中、保健所が主催する消費者、生産者、営業者、行政などを対象に行う意見交換会について、多くの消費者をはじめ幅広い団体が参加できるよう工夫を凝らして意見交換できるようにすすめてください。</p>	<p>コロナ禍のリスクコミュニケーションについては、県ホームページや SNS を活用し、食の安全に関するわかりやすい情報発信に努めます。</p>
(6) 県民及び食品等事業者からの食品等の安全性に関する相談等に対する対応	<p>東京電力福島第一原発で発生した汚染水を浄化処理した後の放射性物質トリチウムを含む水の処分について海洋放出の方向で検討がされています。2022 年秋には貯蔵タンクも満杯となる見通しとされており。汚染水が海洋放出となれば風評被害は必ず発生し、茨城県の沿岸漁業に与える影響は、これまで風評被害を無くすために努力して積み上げたものを 0 に戻す可能性が非常に大きいと考えます。消費者には大きな不安材料にもなります。科学的学術</p>	<p>県内の農林水産物の放射性物質対策については、茨城県食の安全・安心確保アクションプランにおいても放射性物質の検査やリスクコミュニケーションの推進として目標となっていることから、農林水産部や県民生活環境部と連携して科学的根拠に基づいた正確な情報提供に努めます。</p>

	<p>の見識に基づき、まずは県民（消費者）が正しく理解をし、安心して魚や水産加工品を食べられるよう、国をはじめ各機関と連携を取り、情報提供・広報活動の準備をすすめていただきたいと思います。</p>	
8 一斉取締り	<p>・特になし</p>	
9 違反を発見した場合の対応	<p>・特になし</p>	
10 食中毒等健康被害発生時の対応	<p>・特になし</p>	
<p>11 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の指導</p> <p>(6) HACCP</p>	<p>茨城県では「茨城県 HACCP 導入型基準に基づく事務処理要綱」を定め、自主的に HACCP による衛生管理を行う施設について届出を行う制度を導入し、県内の食品等事業者にいばらきハサップ認証制度を普及促進されています。県内には中小のメーカーや生産者も多く、導入に向けた支援・指導の充実を要望致します。とりわけ小規模事業者へはきめ細かな指導と支援をお願い致します。</p>	<p>HACCP に沿った衛生管理の制度化に対応するため、引き続き（公社）茨城県食品衛生協会等と連携し、いばらきハサップをはじめとするハサップシステムの導入を支援します。また、小規模事業者へは、事業者団体が作成した業種別手引書を活用し、HACCP 導入の支援を行います。</p>
12 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	<p>・特になし</p>	